

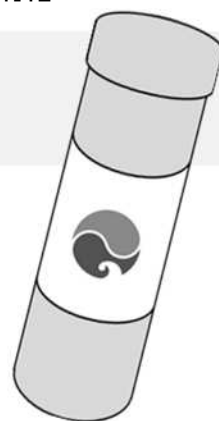
＼ あんしんへの備えです ／

# あんしん情報キットを

冷蔵庫に保管しましょう！



浜松市公式  
ホームページ



浜松市では、普段からの見守りや緊急時に速やかな対応がとれるよう、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある方を対象にあんしん情報キットを配付します。

## 1 あんしん情報キットって？

あんしん情報キットは、緊急の事態に備えるために大切な情報を入れておくものです。かかりつけ医や連絡先など必要な情報を記入した「あんしん情報カード」などを容器に入れて、冷蔵庫に保管してください。緊急時、救助者が救急活動に必要と判断した場合、冷蔵庫から取り出して、「あんしん情報カード」などのキットに入った情報を活用します。

## 2 あんしん情報キットを準備しましょう

容器に入っているもの

### ① あんしん情報カード A4用紙

：必要な情報を記入して容器に戻す

### ② マグネット

：容器を保管する冷蔵庫のドアに貼る

### ③ シール

：別の容器を使うときに容器に貼る

### ① あんしん情報カード

あんしん情報カード		住所	性別	年齢	緊急連絡先
記入された情報は、緊急時、救助活動の際により迅速な対応に活用するために、関係機関の共有となります。誤用・悪用はできません。記入しなくても構いません。記入しなくても構いません。記入しなくても構いません。					
氏名	住所	電話番号	緊急連絡先	緊急連絡先	緊急連絡先
緊急連絡先 (必ず記入)	氏名	住所	電話番号	緊急連絡先	緊急連絡先
緊急連絡先 (必ず記入)	氏名	住所	電話番号	緊急連絡先	緊急連絡先

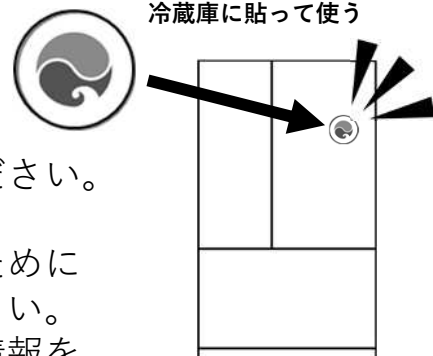
### ③ シール

別の容器に貼って使う  
(ジッパー付袋など)



### ② マグネット

冷蔵庫に貼って使う



- (1) あんしん情報カード (①) に緊急連絡先、持病、かかりつけ医など、緊急時に活用してほしい情報を記入します。
- (2) 容器の中に (1) を戻します。必要に応じて診察券やお薬手帳の写しを容器の中に入れてください。
- (3) 容器を冷蔵庫の中に入れて保管します。救助者にキットがあることが伝わるようにするために冷蔵庫のドアにマグネット (②) を貼ってください。
- (4) お薬手帳、健康手帳など容器に入らないものの情報を緊急時に活用してほしいときは、別の容器にシール (③) を貼り、キットの容器と一緒に冷蔵庫の中で保管してください。

### 3 あんしん情報キット利用上の注意点

- ・ あんしん情報カードに記入した内容が変わったときは、修正してください。
- ・ 保管場所を統一することで、緊急時に救助者がすぐにあんしん情報キットを見つけることができるようにするため、必ず冷蔵庫で保管してください。冷蔵庫は、地震や火災でも、つぶれたり燃えたりしにくいとされています。
- ・ あんしん情報カードには、緊急時に活用を望む情報だけを記入してください。記入したことにより、情報の活用について本人が同意したものとみなします。
- ・ 救助者が必要と判断したときにキットを活用します。本人や家族の同意を得ることなく冷蔵庫からキットを取り出すことがあるので、ご了承ください。
- ・ 現金、通帳、印鑑、鍵などの貴重品は、キットには入れないでください。
- ・ 食べ物や飲み物は、容器に入れしないでください。食品の保存用ではありません。

### 4 あんしん情報キットの活用のされ方

- (1) 体調に異変があったとき、本人や本人の異変に気がついた近所の方、民生委員などが119番通報をします。
- (2) かけつけた救急隊員が、必要に応じて冷蔵庫からキットを取り出します。
- (3) キットの情報を活用しながら、救助活動にあたります。



- ・ 救急隊員や救急隊員から連絡を受けた病院が緊急連絡先に連絡する
- ・ 救急隊員が搬送先を決めるため、かかりつけ医に連絡する
- ・ 搬送先の病院が本人の病状を確認するため、かかりつけ医に連絡する
- ・ 搬送先の病院において、本人の持病や服薬の状況に合わせて治療する
- ・ 搬送先の病院が本人の家族や親族の情報を確認するため、居宅介護支援事業所や民生委員に連絡する

など

### 5 見守り合いの関係づくりを進めましょう

- ・ あんしん情報キットの活用について、万が一の事態に備えてご家族やご近所の方と話し合っておきましょう。
- ・ ご近所同士でお互いに見守り合い、助け合う関係をさらに深めましょう。
- ・ 日常生活を安心して暮らすことができるように、お互いで協力しましょう。

浜松市 健康福祉部 高齢者福祉課  
障害者政策課

電話 053-457-2789  
電話 053-457-2034

(2026年4月改定)